

議案第23号

一般職の職員の給与に関する条例及び大網白里市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例及び大網白里市課設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年2月20日提出

大網白里市長 金坂 昌典

一般職の職員の給与に関する条例及び大網白里市課設置条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第3ア 行政職給料表級別基準職務表7級の項基準となる職務の欄中「主幹」を「副参事」に改め、同表8級の項基準となる職務の欄中「理事」を「参事」に改める。

(大網白里市課設置条例の一部改正)

第2条 大網白里市課設置条例(昭和46年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「産業振興課」を「農業振興課
商工観光課」に改める。

第2条第13号を次のように改める。

(13) 農業振興課

ア 農業及び林業に関すること。

イ 農業生産基盤に関すること。

第2条中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 商工観光課

ア 商工業及び水産業に関すること。

イ 観光に関すること。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。